

第 3 9 回
東 大 阪 市 民 会 議
提 言

令和 7 年 1 月 2 3 日

第 2 4 期東大阪市民会議プランニング・チーム

令和 7 年 1 月 23 日

東大阪市長
野 田 義 和 様

東大阪市民会議プランニング・チーム
代 表 幹 事 中 西 英 二

第 39 回東大阪市民会議提言

第 39 回東大阪市民会議は、＝めざそう交通事故ゼロのまち 日本一安全・安心な東大阪へ＝をメインテーマに、令和 6 年 7 月 27 日に若江岩田駅前市民プラザにおいて開催されました。前回、令和 4 年に開催した際は、新型コロナウイルスが猛威を振るい、感染者も過去最高水準を記録した中での開催となりましたが、今回は従来の市民会議と変わらず開催することができ、主催者として喜ばしく感じました。

第 39 回東大阪市民会議は、「交通事故」をテーマに掲げ、大阪府警察本部、布施警察署、河内警察署、枚岡警察署のご協力のもと開催しました。過去にも交通に関するテーマで開催した際には、「毎月 8 日は自転車マナーデー」と定め、現在も 8 の付く日には市内各地において、関係機関協力のもと自転車マナーアップキャンペーンに努めております。しかし、令和 4 年及び令和 5 年において交通事故の発生件数もさることながら、交通死亡事故件数に関しても 2 年連続で大阪府が全国最多となっております。今回の東大阪市民会議では、悲惨な交通事故被害を減らすためにも、市民一人ひとりが身近な問題と捉えることが重要であると考え、交通事故防止が全市的な取組みとなるよう、切なる願いを込めてテーマを決定しました。

市民会議当日は、愛ガードや自治会をはじめとした、地域活動に取り組まれている熱意ある多くの方々にご参加いただきました。第 1 部において、布施警察署交通課並びに大阪府警察本部交通安全教育班から、東大阪市内における交通事故の特徴や事故の原因など、きめ細やかな講義をしていただき、市民自らの交通マナーに対する取組みが重要であることを再認識しました。続いて第 2 部では、3 つの分散会に分かれ、子どもたちの安全を守るための取組みや、技術発展に伴う多様な交通用具への対応、交通安全教育の重要性について議論しました。中でも、自転車マナーについて多くの意見があり、自転車ユーザーに対する交通法規の周知やスマホ・イヤホン・傘などを使用した「ながら運転」の抑制、自転車乗車時のヘルメット着用促進といった事故被害を最小化する取組みについても熱心に討論されました。

本提言は、市民会議の指針に基づき、参加した市民から出された意見を集約し、市民が主人公となる暮らしづくりの推進を目的にまとめたものです。

市長におかれましては、提言の実現に向けてご検討並びにご尽力をいただきますようお願いいたします。なお、今後私たち市民会議プランニング・チームでは、行政・市議会・教育関係機関・警察署・事業者・市民の皆様にも本提言への協力を呼びかけてまいります。

1. 行政関係について

- (1) 現在の道路交通法では、自転車乗車時のヘルメット着用は努力義務となっていますが、着用していれば死亡・重傷事故に至らなかった事例も多くあります。
街中にヘルメットの着用者が増えることによって、自ずと市民の交通安全意識も高まりますので、悲惨な交通事故被害を減らすためにも、教育関係機関・警察署・事業者・各種団体・地域の皆様と連携し、ヘルメット着用の推進活動を行ってください。
- (2) 自転車乗車時のスマホ使用やイヤホン着用などの危険な「ながら運転」が罰則強化されたものの、依然として随所に違反行為が見受けられます。事故に繋がる危険な行為です。取り締まりは警察関係に限られますが、事故被害を最小化するためにも、自転車ユーザーに対する交通法規の周知については、行政としても教育関係機関・事業者・各種団体・地域の皆様と連携した取組みを行ってください。
- (3) 交通ルールやマナーを学習する機会が少ない方が多く、悪気なく違反行為をする可能性があります。学習の機会を作るためにも、交通ルールアドバイザーなど交通ルールを習熟した方を育成し、交通安全に関する正しい知識や情報を市民から市民へ周知できる仕組みを構築してください。

2. 学校・園関係について

- (1) 東大阪市の大学や高校では自転車通学者が多く見受けられますが、ヘルメット着用率は低いのが現状です。通学の安全を確保するためにも、自転車通学を許可する場合は、交通安全講習の実施やヘルメット着用を条件とし、違反すれば自転車通学を認めないようにするなど、強い指導をしてください。
- (2) 幼稚園・保育所・小学校では、入園・入学の春などに子どもたちに対して、年一回程度、交通ルールの講習が実施されていますが、送迎で子どもたちの安全を守る保護者にも機会を設け、交通安全講習を受けていただくことが有効であると考えます。そのためにも警察署・交通安全協会・地域の見守り隊等と学校・園が連携し、保護者向けの交通安全講習会を実施してください。

3. 警察関係について

- (1) 自転車は最も身近な移動手段ですが、自転車が軽車両であるとの認識欠如や交通違反から、高齢者が巻き込まれる事故が絶えません。また、道路交通法が厳しく改正されましたが、自転車乗車時のスマホ使用やイヤホン着用などの危険な「ながら運転」が相変わらず見受けられます。自転車の交通違反の取り締まりや指導強化と併せて、交通ルールの指導徹底・マナー向上のための対策をより一層講じてください。

- (2) 10年以上にわたり市内の主要駅周辺で自転車マナーアップキャンペーンが行われていますが、朝の通行者に対しティッシュペーパー等の啓発品の配布と声掛けに留まっていますので、時間帯や啓発内容を多様化してください。
- (3) 各警察署では幼稚園・保育所・小学校から高校まで、交通安全講習や自転車マナー講習を実施されています。しかし、それより上の年代の方には講習の機会も少ないことから、時間帯等考慮した上で交通ルールの講習会を実施し、受講された方に対しては受講済み証等を交付してください。
- (4) 通学路を通る自転車や自動車のスピードが速く、子どもたちへの危険を感じるため、監視や取り締まりを強化してほしいとの声が寄せられています。交通安全物品の提供や標識の充実、わかりやすい標語の作成、自転車レーンの拡張等について、子どもの見守り活動を実施している愛ガードや自治会、住民等の声を聴いて改善してください。

4. 企業・商店、販売店関係について

- (1) 府・市でも自転車乗車時のヘルメット着用率は低いのが現状です。自転車通勤している従業員の安全を確保するためにも、自転車通勤者に対しては、ヘルメット購入費用の補助制度を設けるなど、ヘルメット着用を促進し、交通ルールの遵守徹底を行ってください。
- (2) 自転車販売店の皆様については、自転車を購入する時に義務付けられている防犯登録の待ち時間等を利用して、自転車交通安全のパンフレットやDVDで、自転車マナーとルール、改正道路交通法等の啓発と併せて、悲惨な交通事故から身を守るヘルメットの着用の必要性を周知してください。
- (3) 最近、新たな交通手段として電動キックボード等をよく見かけますが、交通ルールを順守しない危険走行が目立ち、インターネットなどで購入された場合の安全指導に疑問を感じます。また、簡易にスピードの出る電動自転車等についても、地域の交通安全促進のために販売時にしっかりと使用方法と交通ルールの徹底を行ってください。

5. 市民の皆様へ

- (1) 自転車は免許が要らず乗ることができますが、道路交通法では車と同じ軽車両の扱いで、違反に対する罰則とルールが定められています。特に自転車は左側通行で、歩道通行は原則禁止となっています。逆走行為や信号無視などの危険運転が多く見受けられますので、注意しましょう。また、商店街でも危険運転する方が多くいますので、事故の加害者にならないためにも、商店街では自転車は押して歩いてください。

- (2) 傘をさす、物を持つなどの行為で視野を妨げることや、安定を失う様な方法で自転車を運転しないでください。傘ホルダーなどに固定する場合も、雨風によって安定を失い、視界も限定され、他の通行者の妨げにもなりうることから、傘を差しながらの自転車走行はやめましょう。
- (3) 東大阪市では自転車乗車時のスマホ使用やイヤホン着用などの危険な「ながら運転」がよく見受けられます。令和6年11月1日に道路交通法が改正され、これらの行為は罰金や懲役刑に科せられます。また、事故を起こした場合は加害者として相手に補償も発生します。くれぐれも交通安全ルールを守ってください。
- (4) 道路交通法の改正により、令和5年4月1日から自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されました。しかし、大阪府では他都道府県と比較し、ヘルメットの着用が浸透していない現状があります。特に朝の自転車での子どもの送迎時に、子どもにはヘルメットを着用されていますが、運転者はヘルメットを着用されていないケースがよく見受けられます。
自転車事故による重大な被害から身を守るためにも、東大阪市民が率先してヘルメットを着用し、安全意識の高いまちを実現しましょう。